

兵庫県後期高齢者医療広域連合規約

平成19年1月17日
兵庫県指令市振第2297号

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、兵庫県内のすべての市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、兵庫県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する。

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、神戸市内に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、41人とする。

2 広域連合議員は、関係市町の長、副市町長又は議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、各関係市町の議会において、当該関係市町の長、副市町長又は議会の議員のうちから、1人を選挙する。

2 関係市町の議会における選挙については、地方自治法第118条の例による。

(広域連合議員の任期)

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町の長、副市町長又は議会の議員としての任期による。

2 広域連合議員が関係市町の長、副市町長又は議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

(広域連合の議会の議長及び副議長)

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

(広域連合長等の組織)

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

2 広域連合に会計管理者1人を置く。

3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

(広域連合長等の選任の方法)

第12条 広域連合長は、関係市町の長のうちから、関係市町の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、関係市町の長のうちからこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。

(広域連合長等の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、関係市町の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に規定する者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者うちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び県の支出金

(4) その他の収入

2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の額は、別表の規定に基づき、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、広域連合は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成20年3月31日までの間は、同条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

3 広域連合設立後最初に行う広域連合長の選挙は、第12条第2項の規定にかかわらず、関係市町の長が協議により定める神戸市内の場所において、その協議により定める方法により行うものとする。

4 施行日から平成19年3月31日までの間における第7条第2項、第8条第1項並びに第9条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「副市町長」とあるのは、「助役」とする。

附 則（平成24年7月6日兵庫県知事届出）

(施行期日)

1 この規約は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による変更前の兵庫県後期高齢者医療広域連合規約に基づく広域連合の経費に係る平成24年度までの関係市町の負担金に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成26年5月13日兵庫県指令市振第1167号）

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づく兵庫県知事の許可を受けた日から施行する。

附 則（令和6年8月19日兵庫県指令市振第2371号）

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第17条関係）

(1) 共通経費

項 目	負 担 割 合
均等割	10パーセント
高齢者人口割	45パーセント
人口割	45パーセント

(2) 医療給付に要する経費（高齢者医療確保法第98条に定める市町の一般会計において負担すべき額をいう。）

(3) 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条に定める市町が納付すべき

額をいう。) 市町が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額
備考

- 1 この表において「高齢者人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の住民の人口による割合をいう。
- 2 この表において「人口割」とは、関係市町の前年度の9月30日現在の住民基本台帳に基づく住民の人口による割合をいう。